

## ②給水装置工事主任技術者等の研修会の受講状況（過去5年以内）

水道法施行規則 第36条

法第25条の8に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次に掲げるものとする。（以下抜粋）

4 給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。

| 受講者名（公表対象外） | 研修会名、実施団体 | 受講年月日 |
|-------------|-----------|-------|
|             |           |       |
|             |           |       |
|             |           |       |
|             |           |       |
|             |           |       |
|             |           |       |
|             |           |       |
|             |           |       |
| 上記内容の公表の可否  | 可 ・ 不可    |       |

※外部研修については、受講を証明する書類（受講証等）の写しを添付してください。

※自社内研修については、研修内容を記載してください。

※公表は、市掲示板及びホームページ等にて行います。不可の場合は掲載しません。

※受講者名は、公表の対象ではありません。

※行数が足りない場合は、必要に応じてコピー等してください。